

# 農業委員会総会議事録

(令和6年8月8日開催分)

熊本市農業委員会

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年8月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 眞鍋 宣孝
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

14番 谷口 憲治                      15番 眞鍋 宣孝

午後3時00分 開会

事務局                      それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日、議席番号14番の谷口委員と15番の眞鍋委員については、事前に欠席の届出が出ております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中22名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長                      皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、連日のように危険な暑さが続いておりますが、皆さん、熱中症などには十分ご注意ください。

また、先月の東北地方の豪雨など、近年頻発する異常気象により、全国各地で農作物への影響も心配されるところでございます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積

計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶いたします。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、10番の田中敏郎委員と11番の田中友博委員を、書記に事務局の古閑慎吾主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案第1号、農業委員の辞任についてまでの12件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請17件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番から3番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は無職で、申請地にはサツマイモ、里芋、タマネギ、ジャガイモ、スイカを作付される計画です。

譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請について何ら問題ないものと判断いたしました。

2番は、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は農業手伝いで、申請地にはタマネギを作付される計画です。

譲受人に先日の地区委員会に出席いただいて営農計画等の聞き取りを行った結果、ご本人はご高齢ではありますが、息子さんを含めご家族3名で営農されることを確認できたため、今回の申請については何

ら問題ないものと判断いたしました。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

#### 9番 東哲治委員

9番委員、東です。

4番から8番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番と5番は関連で、交換のための所有権移転の申請です。申請地には、それぞれが所有する農地に隣接もしくは近接する農地であることから、耕作の便宜上交換されるものです。

譲受人お二人とも果樹を栽培されており、申請地にはミカンを栽培される計画です。

6番と7番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている兼業農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま4番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、9番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

9番と10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、経営拡張のため、所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ナスを栽培されている農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、野菜を栽培されている農家で、申請地には許可後、メロンを作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま9番、10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、11番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

11番、12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、弟への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は大豆、小豆を作付されており、許可後、大豆を作付される計画です。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は多肉植物、ジャガイモ、トマトを作付されており、許可後は多肉植物を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地

法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま11番、12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

### 3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

13番と14番について、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

13番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は花木を栽培する兼業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

14番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカなどを栽培する専業農家で、許可後も水稻、スイカを作付する計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、15番。

### 20番 福嶋徳行委員

20番委員、福嶋です。

15番から17番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は露

地野菜を作付する専業農家で、許可後はキャベツを栽培する計画です。

16番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を栽培する兼業農家で、許可後も水稻を作付される計画です。

17番は、5条申請39番から41番との関連になります。養豚業を営む農地所有適格法人が経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は養豚業の経営拡張に伴い、許可後は飼料作物を栽培する計画です。

以上3件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いします。  
それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、飲料製造業を営む法人が、令和5年10月20日付の農地法第5条の申請に基づき許可となった案件で、工場に出入りするトレーラー及び従業員用の駐車場を目的として許可となったものですが、同事業者から急務の課題として、敷地内の保管倉庫不足と製品販売店舗の老朽化に伴う建て替えが必要となったとのことで、転用目的を変更する申請です。

今回の事業計画変更において、転用事業者及び転用面積の変更はありません。土地利用計画は、建築面積608.9㎡の保管倉庫1棟と、建築面積266.96㎡の製品販売店舗1棟、従業員用駐車場21台、来客用駐車場12台、保管倉庫前のトレーラー駐車スペース及び車両転回スペースを整備する計画で、転用面積としては妥当なもの判断

しております。

前回の申請目的であった駐車場の不足分については、老朽化した店舗を解体し、駐車場を確保することです。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ開発許可事前協議中とこのことを事業者より確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、変更後における事業計画についても、当初計画と同じく転用許可基準を満たしていることから、今回の事業計画変更については、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。  
　　なお、1番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり承認相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。  
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
　　それでは、1番、お願いします。

#### 12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番につきましては、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、申請人が所有している農地であり、城山半田公園に隣接していることから、公園利用者の駐車場として最適であり、農地を有効活用し、近隣の駐車場不足を解消することで、地域活性化へ貢献したいと考えて選定されております。

土地利用計画は、転用面積が459.19㎡に、車合計8台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除についての問題はありま



せん。工事計画は、令和7年1月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

#### 7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

2番は、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に農家住宅木造平家建て1棟を建築される計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等については問題ありません。工事期間は令和7年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請4

1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

## 12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積が2,217.03㎡、転用面積720㎡に建築条件付売買予定地8区画及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

2番から3番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,439㎡に建売住宅で6棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の申請中です。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

4番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不

許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,931㎡に建築条件付売買予定地で11区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書を添付されております。工事期間は令和7年7月31までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

#### 11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

5番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番、6番は関連で、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、外来及び職員用駐車場として600台程度利用中ですが、来客数などの増加に伴い慢性的に不足していることから、総転用面積4,896㎡に普通車両145台分の車両置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。先日の地区委員会での現地調査の際に、他法令関連機関への確認が取れておらず、排水計画が

不明瞭との疑義が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

7番から11番は関連で、所有権移転による建築許可条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,689.71㎡、総転用面積3,381㎡に建築条件付売買予定地13区画及び道路、公園、ごみ置場、排水用地の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

12番から14番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地への検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,743.05㎡、総転用面積2,705㎡に建築条件付売買予定地9区画及び道路、防火水槽、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年2月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

5番、6番を除く8件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま5番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、5番と6番は継続審議、7番から14番までは申請どおり許可することに決定いたします。

なお、7番から11番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、15番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

15番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番から22番は関連で、23番から28番と同時申請です。不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,917.22㎡、総転用面積3,869㎡を建築条件付売買予定地13区画として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申出中とのことです。工事期間は令和7年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

23番から28番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積720.86㎡、総転用面積705㎡を議案15番から22番の建築条件付売買予定地の購入者を対象とした貸駐車場12台分を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和7年8月30日までの予定で、許可後

速やかに着手されることを確認しております。

29番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上15件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま15番から29番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、15番から28番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
　　次は、30番。

#### 7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

30番、31番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

30番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地を含め検討されましたが、ほか

に条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年3月31日まで予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

31番は、鋼製及び木製の建具製作業を営む個人が所有権移転し、貸駐車場として提供するための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請者が代表を務める会社に普通自動車2台、2tトラック2台、軽トラック2台分の駐車場として整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除等は問題ありません。工事期間は令和6年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま30番、31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は32番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

32番と33番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

32番は、今年の2月の総会で一度申請されましたが、隣地境界が不明瞭との疑義が生じたため継続審議となり、その後取り下げられた

案件です。今回、隣接する土地権利者と境界の立会いを行い、境界が明瞭となりましたので改めて申請となります。

内容としましては、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。申請人は、昭和42年に個人住宅1棟を建築するため、申請隣地を購入しております。その後、当時の計画図面で建築には今回の申請地23㎡も必要であることが判明したため、申請地の売買により事業面積295㎡で住宅の建築を行いました。このたび、財産整理を行う際に申請地は農地転用がなされていなかったことが発覚し、今回の転用申請に至ったところです。申請人からは、今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が提出されております。

33番は、不動産を売買、賃貸業等を営む法人が所有権を移転し駐車場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。申請農地はもともと国土交通省による熊本北バイパスの高架橋工事のために整備された道路を熊本市へ公衆用道路として寄附するため分筆した農地の残地となります。

土地利用計画は、申請地731㎡に駐車場7台分として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和7年3月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長           ただいま32番、33番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、34番。



## 20番 福島徳行委員

20番委員、福島です。

34番から41番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

34番は、電気通信設備工事業を営む法人が資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、申請地1，331㎡のうち802㎡を航空アンテナ及び木材等の資材置場とし、112㎡を車両7台分の駐車場に、残りの417㎡を通路及び車両の転回広場とする計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。雨水については既設排水設備を使用し、隣接する申請人所有の道路を経由したのち、南西側市道側溝へ放流する計画です。資金計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響はないものと思われまます。工事は令和7年6月30日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

35番は、不動産の売買、賃貸業などを営む法人が所有権を移転し、建売住宅への転用をする申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2，711㎡に建売住宅10棟を建設するほか、新設道路用地などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲農地への影響もないものと思われまます。工事は令和7年6月30日完了予定で、許可後すみやかに着手することを確認しております。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。

36番は、水道施設工事業を営む法人が経営拡大に伴い所有権を移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1，511㎡に工事車両を含む会社関係車両を普通車ベースで36台分の駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はな

く、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われ  
れます。工事は令和7年8月14日完了予定で、許可後すみやかに着  
手されることを確認しております。

37番と38番は関連で、不動産売買、賃貸業などを営む法人が所  
有権を移転し、建築条件付売買予定地に転用する申請です。37番の  
農地区分は、上下水道管の2種埋設道路の沿道区域で、申請地からお  
おむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設  
または公益施設があることから、第3種農地と判断されます。38番  
の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の  
低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、  
周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がな  
く、申請地を決定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆2,719㎡に建築条件付売買予定地  
を10区画造成するほか、新設道路用地、ごみ置場などとして利用す  
る計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、排水  
計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われ  
ます。工事は令和7年12月31日完了予定で、許可後すみやかに着  
手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、事前審査の  
回答済みで許可の見込みもあるものとして判断いたします。

39番から41番は関連で、養豚業を営む農地所有適格法人が所有  
権を移転し、畜舎及び尿汚水浄化処理施設へ転用をする申請です。農  
地区分は、農用地区域内の農地と、農業公共投資の対象となってい  
ない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地の2種類に判断され  
ます。なお、農用地区域内の農地につきましては、令和6年6月20日付で  
農業政策課より農業振興地域整備計画に関し畜舎へ用地区分変更がな  
された旨の通知があつて  
います。土地の選定にあたっては、代替地の  
検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定  
されたものです。

土地利用計画は、申請地14筆、総転用面積は17,531㎡に他  
地目含めた総事業面積22,126㎡に畜舎、調整池、ラグーン及び  
コンポスト設備を設置する計画で、転用面積は適正なものとして判断  
いたします。資金計画につきましては、預金残高証明及び金融機関の融資  
証明が添付されて  
おります。給排水につきましては、給水は井戸から  
のボーリング、雨水は設置する排水溝により集水し調整池にて放  
出量を調整抑制した  
後、下流水路へ放流。汚水に関しましては、ラグーン  
による汚水処理後に西側水路へ放流する計画です。また、転用による  
周辺農地への日照、通風など営農条件への支障も発生しないものと思

われます。工期は許可日から令和8年3月31日までを予定されており、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上8件、先日の地区委員会時におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま34番から41番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、39番から41番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第5号、第6号及び第7号議案でございます。

　　この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号、第6号及び第7号議案は関連ですので、併せて説明します。

　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

　　一覧は、議案書19ページをご確認ください。

　　初めに、所有権移転です。明細は20ページの1番から27ページの25番までの合計25件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は25件合わせて、田4万3,048㎡、畑2万1,466㎡の合計6万4,514㎡です。なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書27ページの26番から29ページの28番までの合計3件で、契約期間別では6年未満が2件、10年以上が1件です。面積は3件合わせて、田1万5,389㎡、畑1,321㎡の合計1万6,710㎡です。なお、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は麦、花きとなっております。

　　次に、再設定分です。明細は議案書29ページの29番のみの1件です。契約期間は6年未満の1件となっています。面積は田のみで2,602㎡となっております。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻となっております。

　　続きまして、第6号議案です。一覧は、議案書30ページの表をご

確認ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借と新規設定になります。明細は議案書31ページの1番から47ページの60番まで、契約期間別では6年未満が45件、10年以上が15件で、面積は60件合わせて、田11万4,327㎡、畑2万3,851㎡の合計13万8,178㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。このうち、全てが一括方式となっています。

以上の案件については、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

第5号、第6号議案の説明については以上です。

最後に、第7号議案、農用地利用集積等促進計画について説明します。

明細については、議案書48ページの1番と2番の2件です。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっています。併せてご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号、第6号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の要件を満たしております。

また、第7号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1 1 番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

1 番、2 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番、2 番は関連で、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人はエダマメ、ハウレンソウを栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元の委員が確認しております。

以上 2 件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないとの協議でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま 1 番、2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第 9 号議案、非農地証明願 1 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

1 2 番 森山哲也委員

1 2 番委員、森山です。

申請地は、昭和 2 2 年頃、申請人の父が居住する目的で個人住宅を建築し、利用してきました。また、地元住民の 2 人からの証明により、申請地は昭和 2 2 年頃から宅地として利用されていたことが推測できます。このことから、昭和 2 7 年 1 0 月 2 0 日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

以上 1 件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第10号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。地元委員より地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

#### 12番 森山哲也委員

　　12番委員、森山です。

　　1番については、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　1番は、県営小島地区土地改良事業の区画整理について、事業計画変更に伴う同意を得るに当たり、当該同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を有する旨の証明願です。先日の地区委員会において、名簿を確認し検討したところ、全員が事業区域内にある土地の所有者等となり、資格を有する者であることが確認できましたので、願い出のとおり承認することに何ら問題ないものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、追加議案第1号、農業委員の辞任について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、お手元に配付してあります左肩に追加議案第1号と記載されている「農業委員の辞任について」につきまして、ご説明いたします。

　　去る7月10日付で当該委員から市長宛てに、令和6年7月31日

をもって農業委員の職を辞したい旨の辞任願が提出されました。

農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されております。このため、市長から農業委員会へ辞任の同意について諮問がありましたので、今回農業委員会にてお諮りし、市長へ答申を提出するものでございます。

なお、辞任の理由が正当であるかどうかは、市長及び農業委員会が社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきですが、今回は健康上の理由により農業委員の業務が継続できないということで、正当な事由として認められるものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 長 ただいま事務局より説明がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同 (発言する者なし)

議長 長 ないようですので、当該委員の辞任に同意することについて、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしと認め、追加議案第1号、農業委員の辞任については原案のとおり同意することとし、その旨を市長へ答申いたします。

続きまして、次第には記載しておりませんが、追加議案第1号に同意いただきましたので、引き続き追加議案第2号、「農業委員の欠員補充について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元のほうに左肩、追加議案第2号がご配付してあるかと思いますので、そちらをお願いいたします。

農業委員の欠員補充につきましてご説明いたします。

先ほど同意を得ました農業委員の辞任について、市長の同意により辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はございませんが、現在の委員の残りの任期は2年以上を残しており、1名欠員のままでは農業委員会の業務を適

切に処理することができなくなるため、農業委員の任命権者である市長へ補充選任を依頼することを提案するものでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局より説明がございましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　（発言する者なし）

議長 　　ないようですので、農業委員の欠員補充を市長に依頼することについてご異議ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認め、追加議案第2号、農業委員の欠員補充については原案のとおり市長へ依頼することといたします。

　　続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

　　1番から11番までの合計247件となっております。件数のみ報告します。

　　以上です。

議長 　　次に、次第6のその他です。地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　まず、地域計画に関する進捗状況報告です。

　　小島・松尾地区が7月23日、中島地区が7月25日、宇都開を除く天明地区の4地区が7月30日、北部地区、川上・西里地区ですが、7月31日、植木地区の9地区は8月2日に、それぞれ第1回目の協議が行われております。

　　次に、今後の地元の協議予定ですが、8月19日尾跡地区、8月20日塩屋、葛山地区、8月22日船津・清田地区、8月26日隈庄地区、小山・戸島地区、8月27日杉上東・杉上西地区、白浜・白浜東地区、8月28日守富、杉合地区、8月29日芳野地区のそれぞれの地区で地元協議が開催予定です。対象地区の委員の皆様におかれまして



は、お手数ですが今後ともご協力をお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございましたら、

一 同 異議なし。

議 長 ないようですので、続いて耕作放棄地有効利用促進事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 7月29日に熊本県から事業募集依頼がありました耕作放棄地有効利用促進事業について、説明をします。

配付資料はこちらの資料、ございますか。

表題にあります耕作放棄地有効利用促進事業というのは、昨年度まで耕作放棄地解消事業という名称でしたが、これと同じ事業ですので、ご了承ください。

内容についてです。補助金額は、昨年度と同様、再生で反当たり3万、営農定着で反当たり1万、合計の4万となっております。

応募要件については、1、5年以上耕作できる担い手。これは法人を含みます。2、農地中間管理機構を介して利用権設定を行った農地。これは農地法による売買等は除きます。3、農振地域内の1号遊休農地で、自己所有以外の農地となっております。ただし、今回の応募要件については、一部改正があり、5年以上耕作できる担い手については、地域計画に位置づけられている者、あるいは今後位置づけられる者となっておりますので、ご注意ください。

応募締切りは、事務局内の締切りを8月23日金曜日までとしておりますので、お手続き等については農業委員会事務局、分室あるいは各農業振興課室へお早めにご提出等をお願いいたします。

なお、配付資料は既に先日の地区委員会でも配付をしているのと同じでございます。あわせて、熊本市ホームページにもチラシの掲載をさせていただきます。

以上説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございましたら、

23番 牧野 正治委員



議 長 異議なしと認めます。  
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを  
議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。  
それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時9分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年8月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 田中 敏郎

署名委員 田中 友博

書 記 古閑 慎吾